

## 周逸グランプリ 2026 審査基準

周南市産の農林水畜産物を使用した加工品の中から、募集する商品のジャンルに最もふさわしいものを「周逸グランプリ」に選考するため、選考にあたっての審査基準を次のとおり定める。

### 1 対象

周南市産の農林水畜産物を使用した加工品であって、年度ごとに別に定める商品の募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する応募要件（以下「応募要件」という。）を満たすものとする。

なお、「周南市産の農林水畜産物」とは、次のものをいう。

- A 農林産物・・・周南市で生産及び収穫された農林産物  
(米穀類、野菜類、果実類、花き類、木材、きのこ類等)
- B 水産物・・・佐波川水系、錦川水系及び島田川水系又は周南市で水揚げされた水産物（魚介類、海藻類）
- C 畜産物・・・周南市で飼育された家畜（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等）

### 2 審査項目

#### (1) 1次審査

- ①要件該当性
- ②独自性
- ③品質性・信頼性
- ④味と価格のバランス
- ⑤ストーリー性・地域性
- ⑥市場性・将来性

#### (2) 2次審査

味と価格のバランス

### 3 審査方法

#### (1) 1次審査

周南市長・副市長・周南市地産地消推進協議会において、次の手順で行う。

- ア 上記①の項目について、応募要件を全て満たしているか審査する。
- イ アを満たしている場合、上記②～⑥の項目について、申請書類、プレゼンテーション及び商品の試食を踏まえて、各審査員が評価区分に基づき評価を行い、

配点に応じて 100 点満点の得点を算出する。審査員の合計得点の平均が満点の 6 割以上の応募商品のうち点数の高いものから順番に最大 5 品を選定する。

5 番目の商品が複数ある場合は、当該商品を上記④の項目で比較し、点数の高いものを上位とする。上記④の点数が同点であった場合は、上記⑤の項目で比較し、点数の高いものを上位とする。

なお、選定された商品が 3 品未満となった場合は 2 次審査を行わず、「周逸グランプリ 2026」の開催を中止することとする。

<評価の視点及び配点>

審査項目	評価の視点	配点
独自性	消費者にとって魅力的な独自性を有しているか	15
品質性 信頼性	品質管理、衛生管理、クレーム処理の体制が整っているか	10
味と価格の バランス	価格（味）に対して味（価格）の満足度が十分に感じられるか	30
ストーリー性 地域性	素材以外に、周南市にちなんだストーリー性や周南らしさが表現されているか	15
	周南市産の食材が十分に活かされているか	15
市場性 将来性	将来にわたり安定的な生産・販売の見込みや、増産計画があるか	15
計		100

(2) 2次審査

周南市民等において、次の手順で行う。

上記の項目について、商品の試食を踏まえて、各審査員が評価区分に基づき評価を行い、配点に応じて 100 点満点の得点を算出する。審査員の合計得点の平均点を算出する。

<評価の視点及び配点>

審査項目	評価の視点	配点
味と価格の バランス	味の満足度が十分に感じられるか	60
	商品（味・素材・容量）に対して価格は妥当であるか	40
計		100

### (3) 結果発表

1次審査と2次審査の得点を合計し、200点満点の得点を算出した結果、点数が最も高いものを「周逸グランプリ 2026」に認定するものとする。

点数が最も高い商品が複数ある場合は、当該商品を1次審査の得点で比較し、点数の高いものを上位とする。1次審査の得点が同点であった場合は、1次審査の上記④の項目で比較し、これも同点の場合は、1次審査の上記⑤の項目で比較し、点数の高いものを上位とする。